

主要国における部門分類に関する実務上の考え方

	フランス	カナダ	イギリス	オーストラリア	ドイツ
公的／民間の区分					
一般原則	・公的部門、公的企業という分類がないため、企業を公的と民間に区分する基準や経験はない。 ・一般政府への分類基準の中では、公的か民間かを区分するため「政府による支配」基準を適用(ESA95に基づく)。 一支配: 必要に応じて役員等を任命することにより、一般的な(経営)方針や計画を決定できること 一50%以上の所有は十分条件だが必要条件ではない。経営方針決定権や役員人事権を与える特別法令・規制によっても支配できる。 一形式的にこれらを満たさない場合のより実務的な定義: 経営への影響力の有無(学校の例: 支配＝クラス新設、大規模設備投資・借入に政府承認が必要な場合、政府との関係終結を政府が拒否できる場合。非支配＝資金供給や教育の質の監視をしているのみ)	政府による支配の有無で判断 支配とは、当該組織のボードにおける戦略的意思決定過程に影響を及ぼすことができること(戦略的意思決定には、資産の取得・処分、CEOの任命、資源配分、業務多様化等が含まれる)。影響の程度には、直接支配、有効支配、間接支配の3段階がある。 ・企業に関して政府が議決権の50%以上を保有していれば公的企業に格付け ・この他、政府規制による設立、政府が最大の議決権保有者か、ボードメンバーの任命権、一般的方針の決定権、法的協定による支配、等々を総合的に判断。 ・間接支配も考慮する。	全ては“制度単位の支配”に帰着 国際基準では、支配を“general corporate policy”を決定できることと定義(このような支配は、役員の任命、議決権の過半の支配、特別法令、規制等により行使さるう)。 ⇒公的部門のある部門が(単独で、ないし集团的に)“general corporate policy”を決定することができるかどうか、で判断。これには、契約上の取り決めに通じた支配の可能性を認めることも含まれる。このような支配が確立されていれば、当該主体は公的部門に分類される。 取締役会を任命、議決権株の過半を所有、特別法令により支配、などのケースでは判断は容易。より軽微な支配が組み合わさっている場合は、総合的な影響度を考慮。	・SNA93に従い、支配原則による。(政府又は他の公的部門主体により支配されていれば公的部門に分類) ・支配指標には、ボードメンバーの任命権、命令(directions)や実施(operations)の決定権が含まれる。株式の50%以上を保有していれば、支配していると判断するに足ること(probable control)を意味する。	・公的部門という分類がないため、企業を公的と民間に区分する経験はない。 ・制度部門分類はESA95に基づく。したがって、一般政府に支配される主体は公的となる。 ・支配とは、省庁・議会が当該主体の一般的な方針・計画を決定する権限(役員の任免、ボードメンバーの過半数の任免、黄金株や法令に基づく政府への特別な影響力の行使(例: 借入には政府承認が必要)による)を意味する。議決権株の過半数の保有は、政府支配の十分条件である。
公的企業の子会社の取扱		公的企業の子会社のうち、政府に支配されるものは公的部門に含まれる。	公的企業の子会社は、公的部門に含まれる。(市場生産者であれば公的企業、非市場生産者であれば一般政府)	子会社は親会社に支配されているとみなす。したがって、支配原則に従い、公的企業の子会社も公的部門に含まれる。	
民営化の過渡期の取扱		・政府持ち分が50%を下回り、政府支配がなくなった時点で民間企業に分類替え ・方針等を先取りして法人化時点で民間企業に分類替えすることはない。	公的部門がもやは支配力を持たないと判断される時点次第。 所有＝支配ではない。 (QinetiQのケースでは、政府の議決権割合が過半数を割ったが、配当支払や一定額の資産の購入・売却には防衛省の承認が必要であるなど、一般的経営方針を十分支配していると判断し、公的企業の格付けを維持)	・支配原則が適用されるため、格付けは政府または公的部門主体の支配が終了した時点で変更される。 ・株式売却が数年にわたるケースや、株式の一部のみが売却されるケースでは、公的から民間に移行する時点を正確に判断することが困難な場合があり、目論見書等の売却関連文書を精査したり、株式市場の動向を観測することが必要になることも。オーストラリアでは、複数回に分けて株式売却が行われる事例も多い。 ・法人化それ自体(支配に関する変更はない)は、法的ないし運営上の変化とみなされ、部門分類に影響を及ぼす経済的な変化とはみなされない。政府の方針・意図や将来の姿は、現時点の分類を判断する際に重要とはみなされない。	【実務的な経験はないため、以下は理論的な整理】 ・政府による支配の有無による。法人化時点では政府が株式の過半数を保有するのが普通であり、その場合、株式の過半数保有により政府支配が与えられる。

	フランス	カナダ	イギリス	オーストラリア	ドイツ
一時国有化企業の取扱		政府が取得したという事実をもって公的企業とする。	個別の事情による。 (LCR, British Energy, GNERのケースを参照)	前例はないが、公的部門による支配がある期間中は公的部門に分類する可能性が高い。	【実務的な経験はないため、以下は理論的な整理】 ・救済期間中に政府支配があれば、公的部門に分類するだろう。
一般政府／公的企業の区分	(「政府による支配」基準を満たした上で) 売上高が恒常的に生産費用の50%を下回っていれば一般政府に格付け	・数値基準はなし。 ・関連指標(規制機能を果たしているか、所得税が免税か、顧客は政府のみか、政府サービスを提供しているか、消費者に購入の選択権があるか、価格が経済的に意味があるか、赤字が政府からの移転・補助金で補填されているか、政府に利益・配当を送金しているか、自律的に借入ができるか、等)を総合判断。	資金源による。 ・資金の過半が補助金(grant-in-aid)か税収によるものであれば、一般政府。 ・資金の過半が収入金(receipts)による場合は、当該収入金の性質次第(税に該当するか、提供サービスの対価か)。	・売上げによりカバーされる費用の割合を見ている。厳密ではないが、高いコストカバー率(90%のオーダー)は経済的に意味のある価格を示すものであると考える。 ・実務上は、統計局のGFS担当と政府関係機関とが共同で判断するケースが多い。 ・「準法人企業」をどの時点で認識すべきか、主要顧客が当該機関を支配する政府である場合の「売上げ」の定義をどうするかなど、追加的な問題も起こる。	・(「政府による支配」基準を満たした上で) 売上高が生産費用の50%を下回っていれば一般政府に格付け。売上高には、損失補填目的の移転は含まない。実務的には、政府に販売された財・サービスの価格が、民間企業が提供する財・サービスと同等かどうかをチェック。 ・また、売上げの大部分(80%以上)が一般政府向けである場合、政府への付随的サービスを提供しているとみなし、一般政府部門に分類。
金融／非金融の区分	当局(特にBanking Commission, Insurance Commission)に監督されていれば金融機関に格付け	活動と主な収入・資産の内容で判断(活動が本質として金融であれば金融機関に格付け) ・政府企業に出資することのできる持株会社は、本質的に金融として扱ってきた典型例。輸出金融、担保付貸付、企業金融等を行う公的企業も明らかに公的金融機関 ・線引きがより困難なケースも一部にある。例えば、住宅会社は金融／非金融双方の活動を行うが、その構成は国により異なる。 ・非金融主体が複数の部門に分かれ、その1つが持株会社的で民営化以前の債務の大半を負っているケースはより判断が難しく、状況の詳細(持株会社が何を行っているか)による。	SNA基準による。	・資産の大半が金融資産であり、収入の大半を金融資産から得ていれば、金融機関に分類。 ・持株会社は、(93SNA rev.1とは異なり)その活動の大半が属する部門(金融/非金融)に分類する。	・「その他の預金取扱機関」(S.122)は、ECBの定義によるMonetary financial insitutionsと同一であり、毎年リストがECBより公表される。 ・「保険会社及び年金基金を除くその他の金融仲介機関」(S.123)、「金融補助機関」(S.124)は、様々なソースによる。その1つは、業界団体の加盟リスト。 ・法制度上の理由により、ドイツにはファイナンシャル・リースはない。 ・原則として、「保険会社及び年金基金」(S.125)は、国家当局により監督される。S.125には若干の例外も含まれる。